

工業技術センター条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 17 号

工業技術センター条例を廃止する条例

工業技術センター条例（平成 6 年岩手県条例第 19 号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 7 条の規定に基づき設立する地方独立行政法人岩手県工業技術センターに係る同法第 59 条第 1 項の条例で定める内部組織は、この条例による廃止前の工業技術センター条例第 1 条の表に規定する岩手県工業技術センターとする。